

ドイツ、徴兵検査義務を復活 対露戦争への再軍備を本格化

樋口 譲次

○ドイツ、2029年までに「対露戦争への再軍備」を完整

ドイツのフリードリヒ・メルツ首相は7月17日、BBCのラジオ番組「トゥデイ」に出演し、ヨーロッパが自らの防衛と安全保障に対して十分な資金を拠出していないと主張する米国、すなわちドナルド・トランプ大統領の非難を受け入れると発言した。

メルツ首相は、「我々は自分たちがもっと努力しなくてはならないと理解しているし、かつては、ただ乗りしてきた」と認めた。そして、「アメリカは我々にもっと行動するよう求めており、我々は実際にもっと行動している」と述べた。

北大西洋条約機構（NATO）や欧州連合（EU）では、ロシアのウクライナ侵攻を受け、同国が数年以内に西欧を攻撃できる態勢を整える可能性があるとの認識が、日々高まっている。

このロシアによる脅威や、トランプ大統領が欧州安全保障へのコミットメントを疑問視していること、中東欧諸国での親露的民族主義の台頭などを踏まえ、ドイツは、「E3（英独仏）」と呼ばれる欧州主要国の一員として、2029年までに「欧州最強の通常軍」の構築を目指し対露戦争への再軍備を本格化させている。

その主要施策として、対内的には国防費を「債務ブレーキ」の対象から除外したことや、18歳男性の徴兵検査義務の復活、防空シェルターの復活、対外的には英国との防衛協力を強化する「友好条約」締結や欧州兵器開発の牽引を通じた地域リーダーとしての責任と主導性の発揮などが挙げられ、それらに鋭意取り組みは始めている。

○国防費を「債務ブレーキ」の対象から除外

ドイツは、2009年のヨーロッパの信用不安を契機に、政府の債務を国内総生産（GDP）の0.35%未満に抑える「債務ブレーキ」と呼ばれる厳格な財政規律ルールが、当時のアンゲラ・メルケル政権によって採用された。

しかし、ロシアによるウクライナ侵攻で欧州の安全保障環境が劇的に変化する中、「債務ブレーキ」を維持したままでは、国防費を大幅に増額することは難しい状況となっていた。

そこで、ドイツの連邦議会は今年3月、国防費などを増額できるよう財政規律を緩和するため、憲法にあたる基本法の改正法案を賛成多数で可決した。

そうして、国防費は、「債務ブレーキ」の対象から除外され、ドイツの再軍備と戦略的

独立を確保する途を開いた。

ドイツは、2029 年までに GDP 比 3.5%の国防費（兵器調達など「中核的な国防費」）とする NATO 目標（インフラ投資などの関連投資 1.5%を併せると合計 GDP 比 5%）を達成すると表明した。

ドイツにとって、基本法の改正は、「第 2 次世界大戦後から続く軍備への抑制からの脱却になる」（英経済紙フィナンシャル・タイムズ）と見られ、英仏よりも低い水準にあった国防費の増加につながる重要な改革であり、今後、安全保障・国防の強化に向けた動きが加速するのは間違いない。

欧州最大の経済大国であるドイツは、すでに米国に次ぐウクライナ支援の中心国である。

他方、EU は、安定成長協定（SGP）で、加盟国に財政赤字を GDP 比 3%以内、債務を同 60%以下に抑えるよう求めている。

これに対し、ドイツは、EU 欧州委員会に向けて、今後数年間の国防費増額のため、EU の財政ルールの特赦も要請している。

○18 歳男性の徴兵検査義務の復活

ドイツ国防省は 7 月 24 日、国防力強化計画の一環として、18 歳の男性に課す徴兵検査を受ける義務を復活させると発表した。

ドイツは、メルケル政権下の 2011 年、徴兵制を一時停止（実質的に廃止）し、職業軍人と志願制で連邦軍を維持してきた。

連邦軍の現在の兵力は、現役約 18.2 万人、予備役 4.9 万人、そのうち女性兵士は 2.4 万人（約 13%）（2023.10 現在、外務省 HP）であるが、新兵採用に苦戦している。

ドイツは、対露戦争を睨み、総兵力を現役 26 万人（約 8 万人増）、予備役 20 万人（約 15 万人増）の計 46 万人（23 万人増）とすることを最終目標に掲げているという。

国防省は今年、前年比 5000 人増となる 1 万 5000 人の入隊を見込んでいる。今のところ、兵力増強を志願兵に頼る計画で、2031 年までに毎年 4 万人の入隊を見込んでいる模様だ。

しかしながら、現状から見通せば、志願制による「貧弱なドイツ連邦軍」の強化は、大きな困難を伴うことは目に見えている。

定員に満たない場合には、兵役義務を課さざるを得ず、徴兵検査義務の復活はそのための布石を打ったと見て間違いなからう。

ロシアの脅威に最も曝されているバルト三国（エストニア、ラトビア、リトアニア）や一部北欧諸国は徴兵制を敷いている。

ロシアと数百キロに及ぶ国境を接しているフィンランドは、男性に兵役が義務づけられており、兵役後は予備役に編入される。

ノルウェーでは、男女の隔てなく徴兵されるが、「選択的徴兵制」を採用している。

ロシアの侵攻後に NATO に加盟したスウェーデンは、2010 年に徴兵制を一旦廃止したが、2017 年に再導入した。

デンマークは 2026 年 7 月に徴兵に関する法律を改正し、18 歳以上の男性に徴兵義務を課し、女性も兵役判定を受けることが義務づけられるようになった。

ロシアと直接国境を接していないトルコやギリシャも徴兵制を採用しており、欧州では国を挙げ、兵制の面からも国防体制を強化する方向に急激に傾いている。

○防空シェルターの復活

ウォール・ストリート・ジャーナル (WSJ) 「ドイツ、防空シェルターの復活急ぐ」(2025.7.23 付)によると、冷戦時代のドイツには、空襲からの避難に使える施設が約 2000 カ所あったが、20 年ほど前、自国領に対する軍事攻撃のリスクは極めて低いと判断し、国内最後の防空壕を使用停止にした。

そのうち、現在も残っているのは 580 カ所のみで、収容可能人数は 48 万人、つまりドイツの人口の約 0.5%にしか過ぎないという。

現在ロシアは、毎日のようにウクライナの都市への爆撃を行ない、電力・通信施設や鉄道などの重要インフラから病院・学校、住居区に至るまで軍事目標に限定しない無制限の攻撃を繰り返し、破壊の限りを尽くしている。

万一、ウクライナでの戦争のような事態が起きた場合、現状では数百万人規模の市民が無防備な状態に置かれることを意味し、ドイツは防空シェルターの復活を喫緊の課題として対応を急いでいる。

前掲の通り、ロシアは数年以内に西欧を攻撃できる態勢を整える可能性があるとの警告を踏まえ、ドイツは 2026 年末までに 100 万人を収容できる防空シェルターを整備することを目指している。

必要な防空シェルターは、政府の重要機能を収容する深地下の堅固な施設や、市民をミサイルやドローン攻撃から守る最低限の避難施設など広範多岐にわたる。

施設には、水や食料、医薬品の保管をはじめ、発電設備や空気ろ過装置、簡易ベッドなどが備え付けられた、長期滞在可能な居住空間が必要である。

これらの整備には膨大な費用と時間が見込まれることから、政府は、地下駐車場や地下鉄の駅、地下室など、既存の建物やスペースを活用し、それを補強して実用的なシェルターに転用するための仕様策定を進めている。また、自宅の地下室を個人用の防空壕に転換する方法も検討されている。

このような、いわゆる民間防衛体制の強化は、有事に人々の命を守るだけでなく、戦争の可能性を低下させる抑止力の向上に資するとの認識が、ドイツでは戦間期の平和ボケで無視・放置された防空シェルターの復活を後押ししている。

○地域リーダーとしての責任と主導性の発揮

■独英「友好条約」の締結

対外的に、ドイツは、英国との間で防衛などの幅広い分野での協力を強化する「友好条約」を締結した。

条約には、「一方の国が武力攻撃を受けた場合、軍事的手段を含めて他方が支援する」との内容が盛り込まれ、合同軍事演習の実施やサイバー攻撃阻止への協力強化、武器輸出での連携などで合意した。

また、英仏両国は、合同組織「英仏核運営グループ」を設置し、NATO の戦略、能力、作戦の各分野で連携を深めていく構えである。

この背景には、ロシアの脅威の現実化やトランプ大統領の欧州安全保障への関与に対する疑念の拡大、ハンガリーなど中東欧諸国での親露的民族主義の台頭などによって、ウクライナ支援や NATO の集団防衛などの重大局面において、欧州の結束に揺らぎや乱れが生じ、機能不全・停止に追い込まれることの懸念がある。

そのため、「E3」と呼ばれる英独仏の欧州主要国が緊密に協力連携した 3 国同盟をもって、大国の責任を果たし、その主導の下に欧州の平和維持活動をけん引しようとするものと見られる。

なお、この件に関する細部については、筆者拙稿「NATO 加盟国なのになぜ、英独が「友好条約」を締結したのか」（JBPRESS、2025.7.22）を参照されたい。

■ドイツによる欧州兵器開発の牽引

ナチス時代の反省から来る戦後の強い平和主義の影響で、ドイツは長年、米国の安全保障の庇護下で比較的小規模かつ慎重な軍事産業を維持してきた。

しかし、米国の軍事支援が不透明になる中、ドイツは、2029 年までに通常の国防予算（兵器調達など「中核的な国防費」）をほぼ 3 倍に引き上げる計画である。

ドイツは、ウクライナ戦争で、その様相を根本から変えたと指摘されているドローンや AIなどを今後開発すべき分野として挙げ、国防予算の多くを充当する構えである。

欧州の軍事産業関係者は、「今年、欧州は数十年ぶりに防衛技術への投資額で米国を上回った」と述べている。

欧州は、今日の軍事科学技術の転換点にあって、国防産業の強化に真剣に向き合うようになっている。

その中で、欧州最大の経済大国であるドイツは、「強い経済＝強い国防産業基盤＝イノベーションの加速」という発想で、対露戦争に向けた再軍備の中心的役割を果たそうとしている。

○日本への含意

日本とドイツは、第 2 次世界大戦において枢軸国として共に戦い、連合国軍に敗れたことから、その戦後体制については、比較して見られることが多い。

ドイツは、終戦から4年目の1949年に憲法にあたる西独基本法を自ら成立させ、1955年にパリ条約で主権を取得し、再軍備を承認され、集団防衛を掲げるNATOへの加盟を果たした。

一方、日本は、「日本非武装（非軍事化）・弱体化」の懲罰的占領政策の下、連合国軍最高司令官総司令部（GHQ）が起草した憲法草案を基に現行の日本国憲法が作られ、1946年に公布、1947年に施行された。「押しつけ憲法」と言われる所以である。

1950年6月に始まった朝鮮戦争を契機に、GHQの指令で、急遽警察予備隊が作られた。その後、憲法第9条「戦争の放棄および陸海空軍の戦力の不保持並びに交戦権の否認」の解釈を曖昧にしたまま、警察予備隊は保安隊、自衛隊と名前と変えて発展してきたが、依然として「軍隊でない武力集団」として位置付けられている。

日本は、1952年のサンフランシスコ平和条約の発効に伴って主権を回復し、同年に日米安全保障条約が発効した。しかし、米国に日本防衛義務があることに対して、日本は米国が攻撃を受けた時に助ける義務ないという片務性の問題は依然として解消されておらず、米国の保護国に甘んじる形に止まっている。

ドイツがロシアから、日本が中国と北朝鮮から、それぞれ脅威に曝されている現実、ユーラシア東西の位置を別にすれば、左程大きな違いはない。

ドイツは、国防費を「債務ブレーキ」の対象から除外し、NATOのGDP比5%の国防費達成に注力すると宣言した。また、兵力増強に向け18歳男性の徴兵検査義務を復活させ、国民を守るための防空シェルターを復活させるという。

対外的には英国との防衛協力を強化する「友好条約」締結や欧州兵器開発の牽引などに取り組み、欧州内で大国としての責任を果たし、地域の平和維持活動を主導する構えである。

一方、日本は、「2027年度防衛費GDP2%」を目標とし、毎年、およそ1兆円のペースで防衛費を積み増しているが、米国からはNATOと同じように5%の目標を求められている。

令和7年版『防衛白書』によると、自衛隊現役の勢力は、定員約24.7万人、現員約22.0万人、充足率89.1で、定員に対し2.7万人が不足している勘定である。

予備自衛官（即応予備自衛官、予備自衛官および予備自衛官補）は、約6万人弱とみられ、現役と併せて約28万人である。日本も、ドイツと同じように自衛官の募集には苦戦している。

ロシアに対峙するドイツは、総兵力46万人を目標としている。総兵力約204万人を擁する中国に対し、日本防衛に必要な自衛官は何万人か、その急速増強計画はあるのか、志願制で充足できるのかなど、改めて問わなければならない。

地下シェルターについても、南西地域のうち、ようやく与那国島や石垣島などでの設置に着手したばかりである。

ウクライナ戦争が示す通り、ミサイルやドローによる攻撃は、軍民の区別なく、全国

土・国民を標的にする可能性が高いことから、全国に拡大した地下シェルターの整備は必須である。

わが国の防衛産業は、限られた防衛予算の下、市場が主として国内に限られ規模が小さく、政治的制約から海外市場への進出もこれからの課題であり、至って弱体である。また、産官学の防衛技術開発も、依然として大学側の抵抗が大きく抜本的な進展は見られない。

戦域が黄海から東シナ海、南シナ海へと拡大すると見られる中、日本は、日米同盟を基軸としつつも、地域の主要国として、韓国や台湾、フィリピン、オーストラリアなどとの安全保障・防衛ネットワークの構築が欠かせない。その責任の自覚はあるのか、リーダーシップを発揮できるのかにも大きな疑問が付きまとう。

こうして、戦後の境遇が似通った日本とドイツを比較するにつけ、わが国は「戦後体制からの脱却」が出来ていないことに依然縛られている。その重いツケが本格的な再軍備を進める上で、潜在的妨げになっていると感じるのは、筆者だけではなくろう。